

○檜山地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

檜山地域

(集落) 13集落

羽立、小沢口、上母体、中母体、新屋敷、檜山本町、田床内、
新田、今泉、中沢、犬伏、赤坂、大森

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）状況

○経営体数

法人	3	経営体
個人	15	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織
合計	18	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 615ha

農地中間管理機構への集積面積 9.5ha（令和2年3月末現在）

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者17名(うち地域外6名)、認定新規就農者1名を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・山間部の未整備地区の耕作放棄地対策が課題。
- ・地域の土壌に適する転作作物の研究。
- ・高齢化が進み、後継者確保が課題。